

令和2年第4回教育委員会会議録

日時：令和2年4月20日（月）

午後3時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員	中村光一
	委員	滝澤多佳子
	委員	富田昌平
	委員	西口晶子

出席者	教育長	森昌彦
	教育次長	宮田雅司
	学校教育・人権教育担当理事	片岡長作
	教育事務調整担当参事（兼）	
	教育事務所調整担当参事・教育総務課長	丸山美由紀
	教育研究支援担当参事	
	（兼）教育研究支援課長	伊藤雅子
	学校教育課長	臼井正昭

教育長 令和2年第4回教育委員会を開催します。傍聴はございません。本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 それでは、本日の議案の概要でございますが、第12号 津市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の制定について、第13号 津市いじめ問題対策連絡協議会委員の一部委嘱替えについて、第14号 令和2年度中学校の教科書採択に係る調査研究委員会委員の選定案について、第15号 津市教育支援委員会委員の委嘱について、4件の議案について、ご審議をお願いします。

詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第12号から議案第15号の議案4件です。このうち、議案第13号から議案第15号の3件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第1号及び第4号の規定に該当するため非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議ないようですので、非公開と決定します。

議案第12号 津市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の制定について

議案第12号 公開で開催

議案第12号 原案可決

議案第13号 津市いじめ問題対策連絡協議会委員の一部委嘱替えについて

議案第13号 非公開で開催

議案第13号 原案可決

議案第14号 令和2年度中学校の教科書採択に係る調査研究委員会委員の選定案について

議案第14号 非公開で開催

議案第14号 原案可決

議案第15号 津市教育支援委員会委員の委嘱について

議案第15号 非公開で開催

議案第15号 原案可決

教育長 それでは公開議案の審議に入ります。議案第12号 津市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 教育長。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 学校教育課長でございます。議案第12号 津市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の制定について説明させていただきます。その前に、あらかじめお渡ししていた資料を本日、差し替えさせていただきました。市の法務室と相談する中で、幼稚園の職員についてより明確な規定となるように修正させていただいたというのが、差し替えの主な理由でございます。間際になってからの差し替えとなったことをお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは説明させていただきます。本件は学校における働き方改革に係るものでございます。改正給特法の成立によりまして、教員にも在校等時間の上限が適用されることとなり、そのために必要な法整備を国や県の指示のもと、全国の各市町で行うものでございます。従いまして、津市においても国や県が例示する規則に則ったものとなっております。内容としましては、津市立の小中学校及び義務教育学校、幼稚園の教育職員を対象として、実際に業務を行った時間から所定の勤務時間を除いた時間に対して、上限を設けるものでございます。このコロナウイルス感染症への対応の関係で本規則の制定が予定よりも遅れてしまいましたが、学校・園に対しましては、これら上限時間につきましては、すでに方針案ということで周知して、この4月から取り組んでいるところでございます。本日の委員会でお認めいただければ、施行期日を令和2年5月1日とさせていただきます、改めて学校・園に対して、この内容を示した方針として周知する予定でございます。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長 説明は以上でございます。御質問等ございませんでしょうか。中村委員。

中村委員 内容について、これをしっかり読めばよろしいのですが、かいつまんで要点だけ、時間の制限の考え方のようなところを御説明いただけたらと思うのですが。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 まず、対象となるのは先ほど申しました小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園の教育職員でございます。いわゆる職員が学校に滞在した時間に、学校外で正式に認められた業務等の時間を加えて、逆にそこから休憩時間であるとか、あるいは業務に該当しないような時間を引いたものが今回の対象になります。その上限時間が1箇月で45時間、1年で360時間というふうに上限を設けたということでございます。ただ児童・生徒等に係る、通常予見することができない業務量の大幅な増加に伴って一時的、または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合ということになります。そういった特殊な場合には1箇月について100時間、1年について720時間という上限になります。ただし、その場合もその前6箇月まで遡って、その平均が80時間以内におさまるように、あるいは1箇月45時間を超える月が年間で6月以内におさまるように、というようなかたちで上限を設けております。

教育長 中村委員。

中村委員 ありがとうございます。内容についてはわかりました。とはいうものの、それをオーバーしているというケースがあるかと思うのですが、そのあたりの管理をどのようにされるおつもりかが気にかかるのですが、いかがでしょうか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 これに関しては、仮にオーバーしたとして、それに対する罰則規定というものはございません。ただ所属する学校の校長、教育委員会に対しては、それを監督する責務がございます。これは全国的にもそうなのですが、特に中学校の場合は、上限時間を原則守れるかという点、なかなか厳しい状況がございます。ですので、県とも話をしているところですが、特効薬がございませんので、いろいろな角度で手を打って、人的な支援であるとか、教員の意識改革であるとか、業務の見直しだとか、すでにやっていることも含めて、そういった手立てを駆使しながら、繰り返し改善を続けていくしかないと考えております。例えばこの4月、今回はコロナの関係で通常とは違うかたちになっているかも知れませんが、仮に達成できなかった場合にはなぜできなかったのかということを検証して、改めて手立てを考えるということを繰り返して目標の上限時間以内に近づけていくというようなことを考えております。

教育長 滝澤委員。

滝澤委員 所定の勤務時間というのは8時間ですか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 所定の勤務時間というのは、1日で言うと7時間45分でございます。

教育長 滝澤委員。

滝澤委員 所定の勤務時間を除いた部分の上限が1箇月45時間になっていると理解してよろしいでしょうか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 そうです。先ほど申しましたように学校に滞在していた時間に、学校外で正式に勤務した時間があつたらそれを加えて、そこから所定の時間を引いた残りの時間、すなわち時間外勤務をした時間をトータルして、月で45時間以内ということになります。

教育長 滝澤委員。

滝澤委員 1箇月単位で考えるだけで、1日につき何時間以内とかという決めはないのですか。労基の考え方は、1日につき何時間以内、1箇月で何時間以内、年間で何時間以内というのがあるのですけれど、1日単位ではなくて1箇月で括って45時間以内かどうかということ考えるのですか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 制定させていただく規則では月単位の45時間と年間の360時間です。月と年でございます。

教育長 他によろしいですか。富田委員。

富田委員 現状の学校現場の実態と照らし合わせると、どれぐらいの割合で達

成されている状況でしょうか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 ここ2、3年の間にかなり学校も努力をして、いわゆる時間外は減少傾向にはあります。概ねで申し上げますと、昨年度の小学校の場合、4月から3月までで、時間外は20数時間から30数時間で、平均ですけれども40を超えることはございませんでした。中学校におきましては、40時間台、50時間台、60時間台の月もございます。平均が60時間を超える月もありました。ですので、実態として個人によっては80時間や、場合によっては100時間を超える職員もいるというような状況でございます。

昨年度の段階で、概ね小学校についてはこの上限時間を守られているかと思うのですが、中学校がやはり難しいというのが実態かと思っております。

富田委員 ありがとうございます。

教育長 西口委員。

西口委員 滞在時間から休憩時間など業務でないものを除いた時間を1箇月あたり45時間以内にするということなのですが、この管理というのは、教員の自己申告で管理をしていくのか、何か方策というのはあるのでしょうか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 在校等時間という言葉になっていますが、まず在校時間について本当はタイムカードなどがあるといいのですが、津市の場合は1人1台パソコンのオン、オフというものを1つの基準としております。そういったもので全てきちんと管理できる状態が整っているわけではございませんので、職員の自己申告と、それから、校外で生徒の引率をしたということであれば出張命令といった書類、そういったものが根拠書類になると考えております。そういった客観的な書類と一部は本人の自己申告に頼るかたちになるかと思えます。

教育長 西口委員。

西口委員 どうしても、見えないところで休憩時間とはいえ仕事をしてしまっている、せざるを得ない学校現場というのはありますので、規則としてこのよう

に定めていただいたことによって、更に先生方の意識改革を図っていただくとともに、できることに取り組んで、先生方の働き方改革につながるように努めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

教育長 滝澤委員。

滝澤委員 この時間の目安ができたことによって、処理しきれない仕事を自宅に持ち帰るといふことはあり得るのでしょうか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 実はそのあたりは心配される場所ですし、学校長のほうからもそういった相談を受けることはあります。ルールとして、持ち帰った仕事にかかった時間というのは現在においては勤務には入りません。将来的にテレワークや在宅勤務が正式に認められた場合は別ですけども、今のところそうではないので、もしかしたらそういう事態が起こるかもしれませんが、働きかけとしてはできる限りそういったことも無くすということを目標に思っております。

教育長 滝澤委員。

滝澤委員 自宅で仕事をするのを管理できますか。自己申請しなければ、全く管理できないということですか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 現在のところは、例えば採点があつて、それを持って帰るといふことに関して正確には管理ができていないと思います。ですので、勤務時間には入れることができていません。それがきちんと管理できて、在宅勤務の定義ができたり、テレワークというものが確立したりすれば、勤務時間に含めていくことが将来的にはあるかもしれませんが、現時点では管理もできていないという状況です。

教育長 中村委員。

中村委員 今改めて思ったのですが、通常の場合は1箇月45時間で、予見することができないというような場合には100時間。これは別々に考えて、合計1

45時間ということではないのですよね。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 足してということではございません。別々です。ですので、通常の場合であれば、毎月45時間というのが上限になり、突発的な事情があるときには100時間が上限となります。

教員長 中村委員。

中村委員 第2条の2項に通常では予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の労働時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定に関わらず、1箇月100時間未満と書いてあります。この「前項の規定に関わらず」というのが時間を指していて、予見することのできない業務は100時間未満でというように読めてしまうのではないのでしょうか。予見することのできない残業ばかりになることはないと思うのですが、通常の残業と子どもたちに何か異常なことがあってする残業が、別々に第2条の1項と2項に書かれていて、予見することができない場合は、前項に関わらずこうだという書き方ですので、全部が全部、予見できない内容であればいいのでしょうか。普通はそうではないのですよね。予見できない業務ばかりで残業することはないので、そうなるこの書き方でいいのかという気がしました。もっとしっかり読み込まないといけないのかわかりませんが、そういう印象を受けます。

教員長 学校教育課長。

学校教育課長 この1項と2項は、業務内容を予見できるものとできないものに分けたのではなく、通常の学校授業の中でやっている状態なら第1項に当てはまります。「通常予見することができない」というのは、国や県のQAにもあるのですが、どういうことを言っているかということと子どもの命に関わるような重大事案が学校で発生した場合、学級崩壊やいじめ事案など、深刻な状況が学校で起こった場合とされており、その場合にその学校においては2項の規定に該当するということとなります。

中村委員 その趣旨はよくわかるのですが、「行わざるを得ない場合には前項の規定に関わらず」という書き方ですから、適切かどうかわかりませんが、「行わざるを得ない事案を含む場合には」というように「1項の部分を含む」

のような言い回しがあるのではないかというような気がするのですけれど。「行わざるを得ない場合には」と限定しているので、1項を含むというようなニュアンスをどこかに入れるほうがいいのではないかというような気がしました。

事務局 学校教育課長。

学校教育課長 すぐ回答が自分の中で思いつかないのですが。

中村委員 私の読み方が浅いのですが、そういうものをきちんと読み込めたらと思ひまして。

教育長 学校では、重大事案だけでなく、いろいろな突発的なことがいつも起こります。いじめがあったり、関わらないといけない子どもがいたり、そんなことでたくさん時間は取ると思ひます。通常業務とは何をもって言っているのかわからないのですが、定型的にしなければいけないようなことで、45時間を超えてしまうようなこともあるかわかりません。今、委員がおっしゃってみえるのはそういったこともある中で、いろいろな重大事案も含め、突発的に時間外勤務を行わざるを得ないことが起こるので、例えば「行わざるを得ない場合を含む場合には」のように、もっと突発的なことを含む場合には100時間未満でも良いでしょうということなのですよね。県もそうなのかもわからないけれど、これだけだとそうは読みにくいですね。

中村委員 「行わざるを得ない事案を含む場合には」というようなことですよ。

教育長 両方が合体するようなときは45時間を超えて100時間までがいいですよという意味なのだけど、少し誤解を招くような感じなので、今、中村委員がおっしゃったことを上手く入れられるといいかと思ひます。

滝澤委員 普通はこういう書き方しかせず、まず原則があつてそれ以外を例外として2項に規定します。通常はこう、特別な場合にはこう、と1項、2項とに分けて考えるのです。だから2項は包括的な規定ではないのでこれでいいと思ひます。けれども、どういう事態を通常予見することのできない業務量の大幅な増加と考えるかの判断基準にかかってくると思いますが、条文自体はこれでいいと思ひます。

中村委員 その条文の読み方であればそれで結構だと思ひます。

教育長 御意見をいただいたので、書き方としてはこれでよろしいでしょうか。
学校教育課長。

学校教育課長 国や県からのQAの中にこの条文について、どういった場合が第2項に当てはまるのかということが明記してありますので、学校にはそのQAも添えて渡しております。そこでこの意味には誤解がないようにということで、再度こちらからも発信が必要だと思いましたが、そのようなかたちで対応をさせていただきたいと思えます。もし認めていただけるのであれば、文章としてはこのままでお願いできますでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。ではほか、御質問等よろしいですか。
それでは議案第12号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議なきようですので、議案第12号につきましては原案どおり承認いたします。

教育長 それでは非公開事案に移ります。議案第13号 津市いじめ問題対策連絡協議会委員の一部委嘱替えについて、事務局から説明をお願いします。

【非公開】

教育研究支援担当参事（兼）教育研究支援課長 説明

各委員 質疑

教育研究支援担当参事（兼）教育研究支援課長 説明

教育長 議案第13号につきましては原案どおり承認するというのでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第13号につきましては原案どおり承認いたします。

次に議案第14号 令和2年度中学校の教科書採択に係る調査研究委員会委

員の選定案について、事務局から説明をお願いいたします。

【非公開】

教育研究支援担当参事（兼）教育研究支援課長 説明
各委員 質疑
教育研究支援担当参事（兼）教育研究支援課長 説明

教育長 議案第14号につきましては、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第14号につきましては原案どおり承認いたします。

次に議案第15号 津市教育支援委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

【非公開】

教育研究支援担当参事（兼）教育研究支援課長 説明
各委員 質疑
教育研究支援担当参事（兼）教育研究支援課長 説明

教育長 それでは議案第15号について、原案どおり承認することにしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議なきようですので、議案第15号については原案どおり承認いたします。